

議案第 67 号

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 5 年 11 月 29 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 重点施策をより効率的、効果的に推進するため、総務部に係る事務分掌の一部を改正するとともに、都市計画部及び都市整備部を統合し、都市まちづくり部を設置したいため。

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例案

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例

交野市事務分掌条例（平成9年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第7号中「都市計画部」を「都市まちづくり部」に改め、同項第8号を削る。

第2条第1項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 農政に関すること。

第2条第7項各号列記以外の部分中「都市計画部」を「都市まちづくり部」に、「都市計画」を「都市基盤の整備」に改め、同項第8号を削り、同項に次の6号を加える。

(8) 道路、河川、水路及びため池に関すること。

(9) 交通安全対策に関すること。

(10) 山地保全に関すること。

(11) 緑地公園に関すること。

(12) 下水道に関すること。

(13) その他都市計画、都市整備に関すること。

第2条第8項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(交野市地域公共交通会議設置条例の一部改正)

2 交野市地域公共交通会議設置条例（令和5年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「都市計画部」を「都市まちづくり部」に改める。

(交野市社会環境・教育環境保全審議会条例の一部改正)

3 交野市社会環境・教育環境保全審議会条例（昭和63年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条中「都市計画部」を「都市まちづくり部」に改める。

(交野市開発問題等審議会条例の一部改正)

- 4 交野市開発問題等審議会条例（昭和55年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条中「都市計画部」を「都市まちづくり部」に改める。

(交野市空家等対策協議会条例の一部改正)

- 5 交野市空家等対策協議会条例（平成30年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条中「都市計画部」を「都市まちづくり部」に改める。

(交野市都市計画審議会条例の一部改正)

- 6 交野市都市計画審議会条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「都市計画部」を「都市まちづくり部」に改める。

